(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の七関係）

(15) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(16) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(17) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九関係）

(18) 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(19) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の九の二関係）

(20) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち、政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の一〇関係）

(21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条の一一関係）

(九) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

(1) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三一日までとすることとした。（第三四九条の三及び附則第一五条関係）

(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ 小規模な総合効率化事業者以外が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備について、課税標準をその価格の三分の二（現行五分の三）の額とすることとした。

ロ 小規模な総合効率化事業者以外が取得した一定の車両について、課税標準をその価格の三分の二（現行五分の三）の額とすることとした。

(3) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

イ 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設について、電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを適用対象から除外することとした。

ロ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設を適用対象から除外することとした。

(4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の機械その他の設備に係る課税標準を三分の二（現行二分の一）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、特例港湾運営会社を適用対象から除外することとした。（附則第一五条関係）

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準をその価格に四分の三を参酌して一二分の七以上一二分の一一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）（現行三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二））を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を令和四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(○) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

(1) 一般送配電事業者等が新たに建設した変電所又は送電施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第三四九条の三関係）

(2) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(4) 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(5) 放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものに係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

(6) 国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に特定研究開発事業の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）